

水道・下水道料金のご案内

料金(税別)および計算方法

令和5年4月使用分(令和5年6月請求分)
より適用となります。

水道料金	口径 (mm)	基本料金		従量料金(1 ^m につき)		
				11~40 ^m の部分	41~110 ^m の部分	111 ^m ~
	基本水量(^m)	料金(円)	料金(円)	料金(円)	料金(円)	
	13	10 ^m	1,731	187	228	244
	20		2,851			
	25		3,839			
	40		5,703			
	50		7,791			
	75		20,523			

メーター料金	口径(mm)	メーター使用料(円)	計 算 方 法
	13	81	
	20	152	
	25	224	
	40	407	
	50	1,171	
	75	1,731	

基本料金 + 従量料金 +
メーター使用料金 + 消費税

一般家庭(口径 13mm)で
20^m使用したとき

1,731 円(10^m) + (187 円 × 10^m) +
81 円 + 368 円 = 4,050 円

下水道料金	口径 (mm)	従量料金 1 ^m につき(円)	計 算 方 法
	一律	208	

従量料金 + 消費税

一般家庭(口径 13mm)で
20^m使用したとき

(208 円 × 20^m) + 416 円 = 4,576 円

※下水道料金へは、下水道のみ加入または下水道のみ別途計測している場合は、メーター使用料が加算されます。

 水道料金は2ヶ月に1度(偶数月)検針を行い請求しています。

例えば、4月・5月の使用量は6月頭に検針し、6月・7月に割って請求しております。
4月・5月で 20^m使用した場合、6月に10^m分の請求・7月に10^m分の請求となります。
(休栓された場合は、休栓月の翌月が最終の請求となるようにまとめて精算をいたします。)

請求金額が2ヶ月分となりますが、精算によるものとなります。)

阿南町役場 建設環境課 環境水道係 ☎0260-22-4053